

## 議会基本条例改定に関する特別委員会会議記録（概要）

平成28年4月5日（火）

開 会（午後1時30分）

### 【議 事】

#### （1）改定に係る提案の取り扱いについて

西沢委員長

廣瀬先生から調査結果の報告があり、所沢市議会基本条例の改定に係る調査の報告ということで、お手元に配付させていただきました。もう1点は、これまでの協議内容をまとめたものを所沢市議会基本条例改定に関する特別委員会審査報告書（素々案）という形にして、お配りしております。今日は、こちらに基づきながら確認をしていただいて、御意見をいただきたいと思っております。それでは、廣瀬先生の調査報告をかいつまんでご紹介したいと思います。初めに、廣瀬先生から全国の市区町村議会の条例制定後の見直し状況についての報告があって、2ページの中ほどに、運用評価を行っている議会、また評価結果の公表を行っている議会の割合が掲載されております。その下に、所沢市議会についての評価が述べられていて、所沢市議会が議会基本条例制定後、定期的に行っている同条例の運用実績についての自己点検とその結果の公表は、本来行われるべき当然の活動であると思われるが、全国の市区町村議会全体の動向の中では、所沢市議会の取り組みの優れた特質と位置づけられるものになっているという評価をいただきました。これに関連して、至誠自民クラブから運用評価

の見直しについて、条例の中でこういう規定を設けたらどうかという御提案をいただきましたので、後ほど御説明いただきたいと思います。それから2番目として、所沢市議会基本条例の今までの内容上の特徴ということで、こういうところが優れているという評価をいただいております、4ページの下から7行目ですが、広聴広報委員会についての評価をいただきました。読み上げますと、運用実態としては、現在の所沢市議会が市民との関係を展開して行く上で広聴広報委員会は極めて重要な役割を担っている。法定された組織ではないため、議会に不可欠の機能を担う重要な機関として位置づけるのであれば、議会基本条例にその根拠規定を設けることが相当であるという意見をいただきました。これについては、条例の中にこういう形で位置づけていこうという議論が前回行われております。次に5ページですが、議決事件の追加についての提案がありまして、現状では別条例に定められている議決事件の追加を、議会基本条例の中に引き取ることにもひとつのあり方として検討に値するのではないかという御意見をいただきましたが、今回の議論ではそのまま、別条例で定めるという確認がされております。次に6ページですが、所沢市議会がこれまで行ってきた政策討論会についての論評がされておりまして、政策討論会が公開のイベントとして完結してしまっている感があり、その成果を、その後どのように議会活動や市の政策に活かしていくのかについて、位置づけが明確になっていないという指摘をいただいておりますが、これについては要綱の改正等を行いましたので、反映されたかなと思います。それから議会報告会に

ついでの評価が、議会による市民参加の充実ということで、その次に書かれており、市民間討議の提案や議会へのインプットの質、量の拡充も必要だろうという御指摘をいただいております。7ページには、通年の会期についての指摘があります。通年の会期については、今回取り上げられなかったのですが、ここには廣瀬先生の御意見として、法定化された通年の会期という仕組みは、新たな会期制、あるいは会期制度の改革としてとらえるよりも、わざわざ会期という仕組みを設けて議会を運営しなければならない必然性がなくなっているのではないかと、という発想から、会期という制約を議会制度から取りのけるものだ、ということであるという指摘をいただきました。今回の議論では、そこまで踏み込めなかった感があるのですが、こういった御意見も今後生かしていきたいなと思います。あとは、議会の点検評価ですが、これまで我々は議会内の自助努力でやってきたわけですが、この点検評価を外部評価に展開していくということも期待したいというようなことが言われております。次に、9ページの下から11行目、議長選挙については今回意見を申し添えましたが、議長選挙は議会の内輪の選挙なのではなく、市民による間接選挙によって、二元代表のうちの一方である議会を代表する人物を選出するものなのである。その間接選挙を、市民に分かりやすいものにしていくことは、市民と議会の距離を近づけるためにも必須であるという意見をいただきました。大体このような内容になっております。その部分を斟酌しながら、今日の議論と今後の協議の進め方についても反映していきたいなと思います。次に、審査報告書

ですが、これまでの議論をまとめたものになります。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、お手元にお配りしております所沢市議会基本条例改定に関する特別委員会審査報告書（素案）ですが、委員長から御指示をいただきまして編集等をさせていただきました。4章構成で、最初に（1）議会基本条例改定に関する特別委員会の設置についてということで、本特別委員会の設置の経過、目的等を説明した上で、（2）には委員会の概要、（3）は本題となります協議の内容について、今回御協議いただきました各条文、それから新規規定について協議結果を記載するというので、まとめたものでございます。現在のところ、若干まだ構成が足りないかなということで、協議の結果と決定に至った過程、理由の部分をもう少しきちんと分けてわかりやすいようにするというのを、協議の中で検討していただき、少し修正を加えさせていただければと思っております。（4）には地方自治法第100条の2に基づく調査（専門的知見の活用）として、今委員長から御説明がありました専門的知見の活用の調査報告書を添付した形にしておりますが、委員長の御指示でもう少し編集をさせていただければと思っております。それから、（3）協議の内容の各項目につきましては、これから改めて一つひとつ確認をいただきまして、適切な表現等ご協議いただければと思います。

西沢委員長

それでは4ページから確認していきます。まず、前文についてですが、協議結果の欄を御覧ください。記載のとおり、今回、本条例の最高規範性についてあらためて議論しましたが、全会一致を旨として策定した制定時の経過を尊重し、現行どおりとすることを確認しましたということによろしいか。

(委員了承)

次に、第3条議会の活動原則ですが、これは議長選挙の透明性の提案であったと思うんですが、先ほどの廣瀬先生の御意見でも、同じような趣旨でありました。第1号の規定を踏まえ、議長・副議長選挙に関する議論がありました。結果として委員会として以下の意見を付すこととしました。今後の議会運営の協議の場等において、議長・副議長選挙について、市民にわかりやすい透明性のある選出方法を検討していただきたいという意見を付けるということによろしいか。

(委員了承)

次に、第6条市民参加及び市民との関係ですが、これは広聴広報活動をこれまでも重点的に今までの議会報・図書室委員会に代わって広聴広報委員会を設置して、この活動に従事してきた実績というのを踏まえて新たに第3項として、多様な意見交換の場を設け、広聴活動の充実に努めるものとするという1項を付け加えることによろしいか。

(委員了承)

次に、第7条議会報告会ですが、これはこの間の議会報告会で、市民か

ら条例の内容と趣旨及び解釈の内容が合っていないのではないかという意見がありました。議会報告会は、議会基本条例の中で市政の課題全般に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報、意見を交換する議会報告会を行うものとする書かれている一方で、趣旨及び解釈には議員個人と言うよりも議会を代表して発言するという説明がされている。これは条例と解釈が異なるのではないか、この辺の意見を聞きたいということがあって、これに対してどういうふうに取り扱うかということを経済協会の結果、趣旨及び解釈を、市政の課題全般について、市民と情報や意見の交換を行う場の一つとして、議会報告会を行うことを定めています。議会報告会は、議会全体として、審議の内容や過程等を説明するとともに、テーマを限定せず自由な中で市民からの意見等を聴取し、市政に反映させることを目的としますというふうに変えたらどうかということなんですが、いかがでしょうか。

入沢委員

我々はわかるが、一般の市民の方からすると、議会全体としてというのはあまりよくわからないと思う。議員個人や会派としての見解を述べる場ではなく、議会全体としての方がわかると思うので、そのまま入れておいてとらなくていいのかなと思う。

西沢委員長

議員個人や会派としての見解を述べる場ではなくというのを、削除しないでそのまま残しておいたらどうかという御意見が出ましたが、いかがで

すか。

荻野委員

基本条例を制定して議会報告会を始めるときに、確かそういう議論があったと記憶している。その中で、趣旨及び解釈の中にこういった文言が入ったという経緯もあるので、その辺もこの趣旨及び解釈に入れるか、どこか別の要綱か何かわかりませんが、どこかでそういった部分は担保しておいた方がいいのかなと思います。

石原委員

これを削除することで、逆にまた市民の方の議会全体というのがどういうふうな捉え方になってしまうのか心配がある。このまま残した方が市民の方にもわかりやすいということもあるし、議員にとっても守らなければいけない矜持であるということを示すために、残しておいた方がいいと思う。

西沢委員長

もう一度確認しますが、第7条で議員及び市民が自由に情報、意見を交換する議会報告会を行うと書いてあるけれども、趣旨及び解釈の中では議員個人や会派としての見解を述べる場ではないと書いてあるのは、趣旨及び解釈と条文が一致しないのではないかという質問があったわけですが、これをそのまま残すということで本当によろしいですか。

赤川委員

趣旨及び解釈をよく読むと、矛盾しないというのがわかってくるのでは

ないか。この自由と言う意味は、あくまでも好き勝手に言っていていいということではない。そういう意味では、議会報告会を最初に行ったときには、この自由と言うのは好き勝手な意見を言うのではないという大前提があった。本当の自由と言うのは、ある一定のルールの中の自由であるから、これはとらない方がいい。

西沢委員長

ほかに意見はありますか。

桑畠議長

議員個人や会派としての見解を述べる場ではなくという部分を残すのであれば、市政の報告に当たってはということで残せると思う。議会報告会をつくったとき、メインは市政の報告になるだろうという前提であったが、実際は前半の市政の報告についてと後半の意見交換会の部分の2つのパートに分かれている。議会報告会と言ったとき、後段部分の意見交換の部分もかかってしまう。後段の意見交換に関しては、議員個人や会派としての見解を述べる場ではないとなっているが、この辺についてはその縛りをとった方が、この条例に違背しないだろうと思う。だから、残したいという意見が多いのであれば、市政の報告に当たっては、または議決事項の報告に当たってはというふうにしてしまえばよい。この議員個人や会派としての見解を述べる場ではないというのは、要するに議決責任の自覚と関係するんだけど、議会報告会と言うと後半部分も入ってしまい、微妙なずれがあるというのが現状ではないか。特に後半部分については、運用



上そうになっていないので、市民からすれば趣旨及び解釈と条文が一致しないのではないかと感じる。これは議決責任の自覚とセットの概念で、反対した会派の人がこれこれこういう理由で反対したということを書かせないために入れているのであって、後半部分のことを規定しているものではないというのが当初のときの理解である。だから、これを削除したくないということであれば、議決内容の報告に当たってはということの方がいいのではないかと思う。

石原委員

議決内容の報告に当たってはということだが、実際の議会報告会の意見交換で、テーマを限定せず自由な中でとあるが、現状、我々議員は自分の主観をそこで述べるわけにはいかないのではないか。

桑島議長

そこはそうでもなくて、ちょっと緩いです。

西沢委員長

議会報告会をどのように行うかということについては、随分と事前の調査活動を行いました。この議員個人の意見を言っているのかどうかということについては、議論の大きな部分を占めていた。議長が説明したように、議決された議案の報告については、議会としての意見を述べている。報告するとすれば、賛成意見はこうであった、反対意見はこうであったということに留めようとなった。ただ、その後の自由なテーマで市民と意見交換する場では、覚えている限りでは、質問者からあなたの意見が聞きたいと

言われたときは、答えざるをえないでしょうという了解がされた。それで、平成24年の議会報告会を狭山ヶ丘コミュニティセンターで行ったときに、あなたは狭山ヶ丘中学校のエアコン設置に賛成なのか、反対なのかというのを、そのときの9人がそれぞれ賛否を言ったことはあります。

石原委員

そうすると、意見を求められて自由に言えるということは、議会報告会の場でありながら議員個人の市政報告会みたいなことになってしまう懸念はなきにしもあらずだと思う。この際、ここで議員が守るべき事項というところで、改めて守るべき矜持として確認した方がいいと思う。

西沢委員長

そのときに確認したのは、質問者からあなたの意見を聞きたいと言われたときは、個人の意見を言ってもいいでしょうということであった。狭山ヶ丘中学校のエアコン設置のときは、一人ひとりの意見を聞きたいと言われたから、言わざるをえないなということ で言った。

石原委員

それでいいのか。

西沢委員長

そういうことで、議会報告会は今まで運営されてきました。

入沢委員

前期からの流れで会派内で話してきた中では、議会報告会は本来議決したことだけ報告すればいいのであって、後半の自由な話というのはあまり

よくないのではないかという考えがある。そうはいつでも、政策討論会の要綱なんかも、ある程度実態に即して変わってはきているんですけども、この議会基本条例でテーマを限定せず自由な中でとして、前段後段で分けてというのは、いかがなものかと思う。今回、エアコン問題がありましたが、また別の案件で考えを問われるというのは、あまり適切ではないかなとは思う。

西沢委員長

ここの場合は、議会報告会の運用に関する議論というのはできないと思う。それは、広聴広報委員会や議会運営委員会にお任せするしかないと思う。ただ、今議論しているのは、今までの運用実態に即して、この議会基本条例の条文と趣旨及び解釈の内容が異なっているという市民意見に対してどのように対応していくかということなんです。入沢委員がおっしゃったような議会報告会のあり方についての提案があるのであれば、広聴広報委員会や議会運営委員会といった別の機会で、それぞれの委員から提案していただければと思う。少なくとも、この条文と今までの趣旨及び解釈でいいのかどうかという点に絞って議論を進めたいと思います。

石原委員

テーマを限定せず自由な中でというのを付け加えるということを考えても、その中で議員個人や会派としての見解ではないということも縛る意味では残しておいた方がいい。

西沢委員長

議員個人や会派としての見解を述べる場ではなくは削除せず、テーマを限定せず自由な中でを入れるだけでいいという提案か。

石原委員

そうです。

西沢委員長

今、議会報告会のは後ろに、議決案件についてはという文言を入れるという提案と、それも入れないでテーマを限定せず自由な中でという文言を付け加えるだけでいいのではないかという提案の2つが出されております。議員個人や会派としての見解を述べる場ではなくという言葉については、残そうということで一致はしております。これについて、意見はありますか。

矢作委員

議員個人や会派としての見解を述べる場ではなくというのは、削除しない方がいいと思います。それから、テーマを限定せず自由な中でを付け加えるのもいいと思います。議会報告会のは部分は、そのまま残すのか、それとも後ろに議決内容の報告に当たってはという言葉を加えるのか、どうなんでしょうか。

西沢委員長

議長の考えとしては、議会報告会のは後に、議決内容の報告に当たってはを入れます。

桑嶋議長

そういう趣旨でもともとつくっています。後半は、意見交換もしておいた方がいいなということで付け足してみたいな感じでした。ただ、実際に行くと前半より後半の方が人気があるということで、つくったときと違ってきている。後半も、入沢委員や石原委員が言うように、会派によっては議員個人や会派としての見解を述べる場ではないということで統一されればよい。それはその会派がそのようにやられればいいだけのことで、ほかの会派まで縛る必要はないと思う。前半は、おっしゃるとおり議論があったところで、つくったときは前半のことしか考えていなかった。後半はそんなに重視していなかったというのが、正直なところである。ただ、市民から言われているので、それなりの回答はした方がいいと思う。

赤川委員

議会報告会のは後ろに議決内容の報告に当たってはという文言を付け加えて、議員個人や会派としての見解を述べる場ではなくというのはそのままとします。あと、テーマを限定せず自由な中でを付け加えるということでもいいと思います。

入沢委員

実態としてはそれでもいいが、もう少し曖昧な方がいい。

矢作委員

どこの部分のことを言っているのか。

入沢委員

後半部分について、言わされることもあるが議員個人の意見を言うのは

あまり望ましくない。

桑島議長

なぜ議決事項かと言うと、議決事項に関しては会派で責任を持って賛否を決めるからで、会派で決めていないことを聞かれた場合はどうするのか。その人が重要な問題なので会派に持ち帰りますと言えばいいだけで、ほかの会派まで制限するのはまずいと思う。話したい人の権利まで後半部分で制約するというのは、議決責任との絡みで言えばちょっとやり過ぎだと思う。

西沢委員長

入沢委員と石原委員の言うことをやろうと思えば、自由な意見交換の場を設けない議決案件の報告だけの議会報告会をやればよいということだと思う。

石原委員

実際に、会派で決まっていないことについて、あなたの意見はどうかと言われたときに、答えざるをえないというのはイメージできたしやむをえないかなと思う。ただし、それはあくまでそういう聞き方をされた場合の例外である。

西沢委員長

そうではなくて、そういう場を設けている以上、そういう場面があるということ。そういう場面が出てくるのを見越して、そこも縛りをかけるといっているのであれば、そういう場を設けなければいいということ。後

半は、そういうことが起こりうる前提で設けているわけだから、あなたの意見はどうなんだと聞かれたら答えざるをえないということで、これは始めている。だから、そこも縛りをかけたら、意見交換の場の意味がなくなってしまうわけです。

石原委員

後半は議決に関するのではなく、市政全般の意見を聴くということだと思うが、例外としてあなたの意見はどうですかと聞かれた場合に、こちらの意見を出すことはやむをえないですが、市政全般に対して意見や質問をされた中で回答できる状態にしておくのはまずいのではないかと思う。

桑島議長

しなくてもいいんです。しない権利もあります。

石原委員

しないのは議員個人の判断でいいんですけれども、個人の意見を聞かなくても言えるようなことになるのではないか。

桑島議長

聞かれたら言いますが、聞かれないと言いません。市政全般と言うが、いろいろなパターンがあって会派なんて関係ない話もあるわけです。だから、答えたくなければ答えなければいいし、あまりそこにこだわる必要はないと思う。

西沢委員長

第7条の条文には、議会は、市政の課題全般に柔軟に対処するため、議

員及び市民が自由に情報、意見を交換する議会報告会を行うものとする  
あり、議決案件についても個人の意見を述べるべきだと読める。だから、  
少なくともそこについてはやめましょうと趣旨及び解釈で言っているわ  
けです。

桑嶋議長

条文と趣旨及び解釈というのは、条文ではある程度広くとるが、趣旨及  
び解釈では少し限定するという趣旨でつくっています。例えば、反問権に  
ついても、反問することができるというけど、その趣旨を問い直すことが  
できるというふうに、少し縛りかけるといって、こういう構造で条文と趣  
旨及び解釈の関係はつくっている。そういう点で言えば、反問権も市民か  
ら言われる。だけど、そういう趣旨できているので、そんなに警戒しない  
でも大丈夫だと思う。

西沢委員長

今やっていることをここで変えちゃうということならすごく大きな議  
論になるが、今やっていることをどう表現するかということなんです。議  
会報告会で出された御意見に対して、どう整合性を保って答えていくか  
という議論をしているわけで、条例にはこういうふう書いてあるけど、議  
員個人の自由な発言なんかありえないということは、少なくとも書けない  
と思う。

桑嶋議長

さらに付け加えるなら、議会報告会のは後に、議決事項の説明に当たっ



ては、議員個人や会派としての見解を述べる場ではなく、議会全体として、審議の内容や過程等を説明するとともに、議員個人の意見を述べる場合はあくまでも会派としての意見ではないことをあらかじめ申し述べた上で、テーマを限定せず自由な中でという方法もある。

石原委員

それも問題ではないか。

桑畠議長

それはしょうがないです。

石原委員

聞かれて答えるのはやむをえないが、自分で率先して言うのは問題がある。市の施設を無料でお借りして、職員の人件費が発生しているときに、自分の市政報告会のような意見の述べ方を可能にしてしまうのはやはりきついと思う。

桑畠議長

そういうことと言えば、自分の手柄をしゃべらなければいいのではないか。議会報告会は自分の成果を広めるための場ではないと入れてもいいが、それは良識であり、良識に属することまで書き込むと、かえって議会は良識がないということになる。良識を守らない人のためにルールをつくるというのは、ちょっとかっこ悪い気がするので、どうなのかなと思う。そこまで書き込まなくても、良識に期待したい。

入沢委員 議決事項についてという限定する文言を入れる必要があるのか。

桑島議長 市民から出された御意見に対して、議決事項についてはこうなっていますということを答える意味で言えば必要だと思う。

西沢委員長 入沢委員は、議会報告会は個人の意見を言うてはいけない、全部を縛れと言っているのか。全部縛りを設けてほしいという提案か。

入沢委員 そこまでではないのですが、ある程度曖昧にしておいた方がいい。議決内容と限定しなくても、これまでどおりでいいのではないかと。

西沢委員長 議決内容に縛られることなく、何でも勝手に言えばいいということか。

入沢委員 議決内容に関しては、これまでも議会全体でやってきた。後段に関しては、ある程度何でも自由に個人の意見を言うべきだという雰囲気はいかなものかと思うので、あえてここでは議決事項についてという限定を趣旨及び解釈の中に入れなくて、今までどおりでいいのではないかと。

西沢委員長 このままの趣旨及び解釈にしておくのと条例の内容と合わないままになるが、その点についてはどうか。

入沢委員

テーマを限定せず自由な中でというこの文言を入れるだけでも、条文の自由とリンクすると思う。

石原委員

これで誤解は解けるのではないか。

西沢委員長

条文には、議員及び市民が自由に情報、意見を交換する議会報告会と書いてあるのだから、このまま読んだら議決案件のことを聞かれたら、私はこう思うんだって言えると読めるのではないか。だから、入沢委員、石原委員が言っているようなことをやるのであれば、趣旨及び解釈ではなくて条例を変えるしかない。少なくとも、議員及び市民が自由に情報、意見を交換するから自由をとってしまうなどしないと、趣旨及び解釈との整合性は保たれなくなるのではないか。趣旨及び解釈に、テーマを限定せず自由な中でという文言を入れたぐらいでは全然整合性は保てないと思う。市民から自由ではないじゃないかという意見を突き付けられており、それに対してそうじゃないですよということを趣旨及び解釈の中でどう表現しようかということしているのです。

桑畠議長

だから、議員個人や会派としての見解を述べる場ではなくを残したいと言うから、妥協案としてここは限定しようという提案をしているわけで、一応残そうという方向で議論しているわけです。それを、議員個人や会派としての見解を述べる場ではなくとテーマを限定せず自由な中での両方

を載せると言うなら、議員個人や会派としての見解を述べる場ではなくを消して、テーマを限定せず自由な中でを入れる意味がなくなってしまう。残すとしたら、議決事項の説明に当たってはという言葉を入れればいけるかなということなんです。

入沢委員                    そもそも後段部分に関しては、自由に意見が言えるというのは、これはもう決まっていることなのか。

西沢委員長                市民の方は自由に言っているではないか。

入沢委員                    回答する側はどうか。

西沢委員長                回答する場合においても、十分全体としての意見を言うようにしている。

桑島議長                    そんなに心配ないし、司会者の力量もある。つまり、自由と言うときは、私が回答したいということなら本当に自由だけど、そこで司会者が選んでいる時点で配慮している。

西沢委員長                保育園や学童の問題で、共産党と意見が分かれるようなテーマでも、結構そこは全体観に立った回答をしている。

入沢委員                    そういう空気が今あるわけだが、ここに議決事項についてという限定する語を入れることによって、それが変わる恐れはないのか。

桑嶋議長                    一番最初にそこは徹底した。

西沢委員長                むしろ、入沢委員が懸念するように、第2部で今やっているのが議員の勝手な言い放しの議論だったら、やめた方がいいのではないかという意見が出ると思う。

桑嶋議長                    後段が嫌だという話は、本音を言えばそういう理屈ではないと思う。何でも聞けることについての不満というのが結構ある。だから、そこは条例を改正する議論を真正面からした方がいいと思う。だから、妥協案として限定するしかないと思う。両方残したら、国語的にも意味がなくなってしまふ。

西沢委員長                申し合わせで、後段の部分でもあなたと個人が指定されない限りは、やっぱり言えないということでやっています。

桑嶋議長                    後段ではなくて、それは前半のことでやっています。こういうふうに決めたのが、申し合わせか議会基本条例のときに決めたのかわかりません

が、廣瀬先生も書いているとおり、必ず1回は議決責任を自覚しということで、反対したことであっても、いかにも賛成したかのように説明するというふうに決めました。ただし、あなたはどう思うのかと聞かれたときは、文章化しなかったのかもしれませんが、言っただけという合意をとりました。2回目からは、あなたはどう思うんだと聞かれたら、私はこうですと言うのはいいと決めました。

西沢委員長

エアコン問題のときも、賛成意見はこうでした、反対意見はこうでしたと説明した。来ている市民が三ヶ島ということもあり、みんなはどう思っているんだということになった。

桑島議長

入沢委員の懸念もよくわかるが、実態としてある程度良識を持ってやっているものを強化するというのは、いかがなものかなとは思っている。

西沢委員長

市民からこういう意見が出されたことに対して、どう整合性を図って答えようかということなんです。ただ、文言を付け加えるにしても、もう少し考えないと文章がうまく通らなくなってしまうので、工夫してもらえますか。

桑島議長

議決事項の説明に当たっては議決責任を自覚し、議員個人や会派として  
の見解を述べることはしないみたいな感じにしてはどうか。

西沢委員長

今の趣旨及び解釈は、議会報告会は、議員個人や会派としての見解を述べる場ではなく、議会全体として、審議の内容や過程等を説明するとともに書いてある。それで、議決事件の報告についてといった言葉を入れるときに、この審議の内容や過程等を説明するというのを前にもってこない文章として通じなくなるので、そこは工夫してもらえますか。

事務局

前段、後段を少しはっきりと分けてもよろしいということであれば、1つの文でなく2つに分けて、後段に関しては自由な市民からの意見云々みたいにして、自由も本来双方なのかもしれませんが、今の御議論の中でも議員側がお答えする場合、議員の方が自ら自由ということではなく、市民の方からの自由な質問に対して必要に応じて答えるというような、そのぐらいのつくりにするのはどうでしょうか。

石原委員

そこまでの書き方をするのか。

桑島議長

その方がよい。条文では、自由に情報、意見を交換するとなっている。今の書き方でいくと交換ではなくて意見をお聴きするのをメインの表現にして、趣旨及び解釈でより限定的にしようということを行っている。

西沢委員長

自由を聴く方に重点を置いている。

桑畠議長

市民は自由に言えるが、議員は意見等を聴取するのがメインで、それに答える。しかし条文は交換になっているわけで、交換になっていると石原委員の言うとおりに、自分の手柄話を始めたりするので、趣旨及び解釈では市民からの意見等を聴取し、市政に反映させるとなっている。このとおり、趣旨及び解釈では限定している。条文は大きく構え、趣旨及び解釈である程度限定しているわけである。ただ、今回は限定どころか真逆ではないか、との意見があったため少し表現を工夫しようということで議論しているのだと理解している。先ほどの事務局からの確認も、聴く方をメインに置くということだったと思う。

事務局

そちらの方からの自由の意識を、条文上の自由と言うのはそういうふうな意味合いだということで申し上げました。

桑畠議長

現実には、実際に運用もその場ではそれほど答えていない。大体、持ち帰って検討しますとなっている。

西沢委員長

第7条についてはよろしいか。

(委員了承)

第8条の意見提案手続は、行うことができるという規定を変えるかどうかだった。自治基本条例や市民参加を進めるための条例、市民参加条例に



おいては、あるものには必ず行うものとしますとなっているので、どのようにするかという議論だった。議会が行うパブリックコメントについては、議会から提案するものではなく、執行部から提案されたものについてもパブリックコメントを行っていくというような条例を制定したときの指針もあるので、そのままできる規定にしておこうということになった。このことについてよろしいか。

(委員了承)

第9条一問一答と反問権について、現状のままでよいのではないかということだった。反問権については、最終的には現行の規定どおりとし、議会運営委員会での確認事項も現状どおりとするということでした。反問権という言葉も変えず、議員の質問の主旨を確認するにとどめるという申し合わせ事項もそのままにしようということです。このことについてよろしいか。

(委員了承)

続いて、第10条閉会中の文書による質問は、第2項、第3項を追加するという事になった。第2項は、市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。第3項は、前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。現在の運用実態に合わせて付け加えるということにまとまったということです。このことについてよろしいか。

(委員了承)

次に、第11条議会審議における論点情報の形成について、第3項に、議員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて、市長と協議するという条文を追加するかどうかについて、持ち帰り案件となっていたがこれについてはどうでしょうか。

入沢委員

会派でも意見が分かれたが、もう少し時間をかけて今後議論した方がよいのではないかという結論になった。議会は合議制であるので、もうちょっと協議を続けたい。時期尚早かという結論になりました。

西沢委員長

もうちょっと勉強したいということですね。では、今回は見送りとすることでよろしいですか。

(委員了承)

次に、第12条議員間の自由討議について、第2項の出席要求を必要最小限にとどめるという規定については、ここに入れておくべき条項なのかどうかという議論をしたが、北海道栗山町議会の、議会での活発な議論が前提となれば理事者側の出席者は最小限にならざるを得ないのではないかとこの制定趣旨からこういう条文ができているということが確認され、そういうことであれば現状のままでよいのではないか議論がまとまった。このことについて、よろしいか。

(委員了承)

続いて、第13条政策討論会について、ここは全部改正です。これは議

会運営委員会でも要綱が改正され、委員会発の政策討論会も行うようになりましたし、実際に市民文教常任委員会で政策討論会を開いて大成功を収めました。このような運用実態もあるということから、議会はから議会及び委員会には改正します。

事務局

第13条につきましては、当初の条例案文の中では議会及び委員会は、ということで規定をさせていただきましたが、素案では、議会、委員会及び広聴広報委員会は、ということにさせていただいております。これは、通常、委員会はというと常任委員会、議会運営委員会、特別委員会という扱いになります。ここで議会基本条例に広聴広報委員会の規定をさせていただきますので、政策討論会は常任委員会の開催と合わせて広聴広報委員会も実施主体となっておりますことから、こちらについては改めて付け加えさせていただきました。

荻野委員

広聴広報委員会が入ったということですが、政策討論会実施要綱の第4条で、委員会においても実施することができるものとする、というところで、委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会をいう。）となっています。恐らく、広聴広報委員会を加えた趣旨というのは、広聴広報委員会が所管して従来実施してきたという意味だろうと思いますが、実態としては議会による実施ということであり、具体的なことは広聴広報委員会が決めていくということだと思っておりますので、広聴広報委員会は加えなくてよい

のではと思います。

石原委員

経緯の確認ですが、広聴広報委員会を議会基本条例に明記するかどうかの議論は、議長からの妥協案を会派へ持ち帰っている段階なので、これから結論をお答えすることになると思うが、そこで明記されるのでここにも明記するという説明だったが、それについてはどうなっているのか。

事務局

失礼しました。いずれにしましても、政策討論会実施要綱の中で荻野委員からありましたように、広聴広報委員会が所管しているということも含めて、広聴広報委員会の開催マターでもあるということで付け加えさせていただきます。申し訳ありません。そちらについては、この後の協議ということをお願いいたします。

桑嶋議長

まだ素案である。

西沢委員長

荻野委員の言うように、議会及び委員会はとしておいて、趣旨及び解釈の中で委員会とはという文言を入れるのはどうか。

事務局

趣旨及び解釈の中で、ということもあろうかと思えます。あとは、政策形成のプロセスの中で広聴広報委員会が収集した情報等に基づいて、テーマ設定を行うというような部分もあろうかと思えますので、議会のほうに

広聴広報委員会が含まれるという趣旨なのか、あるいは委員会に含めるのか、その辺りのご判断をいただければと思います。

桑島議長

これは荻野委員の言うとおりに、広聴広報委員会発ではなく、広聴広報委員会は担当である。このときは、運営側という処理をしたはずである。

荻野委員

実施要綱第2条第1項でも、討論会は、年一回以上開催するものとし、広聴広報委員会が所管すると定めている。

桑島議長

そのとおり所管なので、広聴広報委員会の位置づけとしては、政策提案機関ではない。政策形成サイクルや政策提案の出発点というよりは、政策をつくる基となる情報を集めてくる組織という位置づけである。だから、ここ自体が市政の課題を発信するということは基本的にはない、というたてつけである。ここに加えてくれたのはありがたいが、そもそものたてつけとして、広聴広報委員会というのは道具である。そこに違和感を感じる。

西沢委員長

政策形成を議論する過程の中でもそういう話だった気がするが、仮に広聴広報委員会が政策討論をやることを想定とした場合、どんなテーマになるのだろうか。

桑島議長

ここの後段では、開催するとあるので広聴広報委員会とあるのだが、先

ほど石原委員が言ったように、広聴広報委員会がどうなるのかということもあるので、ここは保留して先に進んだほうがよいのではないかと。

西沢委員長

私の意見としては、議会及び委員会は、としておいて、委員会の定義を趣旨及び解釈に入れるのがよいと思う。今の趣旨及び解釈も少し変えなければいけない、それも含めて委員会のことが入っていないので。今回の議論の中に出てきた政策形成サイクルの体制整備という観点が、政策討論会に入ってきているので、そこも含めた趣旨及び解釈にしなければいけないと思う。

桑畠議長

法律においても定義規定がなく入れる場合があるので、これが広聴広報委員会ではなくてもここに載せることについてはたてつけ上、美しくはないけれども法制執務上の問題はないというのが私の解釈である。このことについて、広聴広報委員会を規定しないけれども、その広聴広報委員会が会議規則上で規定されているものが条例にあることについて、事務局はどう考えるか。

事務局

本来は逆ではないかという気がします。本来、上のもので定義をし、下で細かいものを決めるということになるかと思います。

西沢委員長

ここで、順序は反対だが第21条を先に議論したい。これは、第6条第

3項改定の趣旨に合わせ、全部改正をしようとするものです。まず、見出しの議会広報の充実を、議会広聴広報の充実に改正する。それから、第2項に広聴広報委員会を位置づけたということですが、これについてはいかがでしょうか。

石原委員

検討結果ですが、広聴機能を付け足すという趣旨は私たちも賛同しているものであります。前回、委員会という名称について議長から助言をいただき検討したところ、広聴広報に関する協議の場という形でしたら、ここに取り入れるというのはよいのではないかということになりました。

西沢委員長

廣瀬先生の調査報告によると、議会基本条例にその根拠規定を設けることが相当であるとある。相当であるという意見まで出ているが、これについてどう考えるか。

石原委員

廣瀬先生の意見について、参考にすることは大事だと思います。

西沢委員長

参考というのではなく、これについてどう考えますか。

石原委員

貴重な御意見として承りたい。一人の学者としての意見ということで、参考にしなければならないと思う。

荻野委員 100条の2に基づいて、議会全体で調査を依頼しているものであるから、それではまずい。

西沢委員長 もう少し何かないか。確かに、もっと早く報告してほしかったという話でもあるが、ここに書いてあるようなことは赤川委員からの提案で議論はしてきた。

入沢委員 廣瀬先生のおっしゃることも十二分にわかるが、広聴広報委員会というのは常任委員会でもなければ特別委員会でもないという意味で、市民の側から見て常任、特別、議運とは違うというところで、あえてそこは他の名称が入っていないわけですから、あえてここで入れる必要はないということです。あくまでも市民から見て差別化を図る、それを明確にするためにも協議体ということでどうか。

桑嶋議長 正確に言うと会議体です。協議の場になると、何もできなくなってしまう。会議体ということで提案しておきます。

西沢委員長 会議体ということは、委員会ということではないか。

桑嶋議長 言葉の表現なので、だから協議の場ではなく会議体である。会議体というのは委員会である。委員会という言葉が気になるのなら、広聴広報に関



する会議体を設置するとすれば、事実上は広聴広報委員会を設置するとはほぼ同義なので、言葉の問題だけであればそれでいいのではないかとというのが前回の提案である。

西沢委員長

広聴広報委員会を設置することによって、何か不都合は生じるのか。

石原委員

広聴広報機能をつかさどる会議体があるということについては、よいことだと思う。

西沢委員長

条例上に特定することに対する不都合とは何か。

石原委員

地方自治法には書いてあるのかもしれないが、条例の中に常任委員会の位置づけも書いてない。議会基本条例上に委員会の定めが他にないので、あらためて追加の名称を入れるということに違和感がある。

桑島議長

条例の上に法律があり、法律に書いてある。それをもう一度書いてもよいが、それは議論が違うということで以前は納得していただいたと思っていた。

西沢委員長

ここに条例上規定することによって、議会にとってこういう危惧が生じるという懸念があれば、これは考えなければいけないと思う。ただ、今回

の赤川委員の提案は、実態として広聴広報委員会が会議規則上設置されて、議会報告会という議会の重要な活動もつかさどっているし、これからの開かれた議会をつくっていくためには、市民の意見を聴いていくという広聴活動は非常に重要だということも共通認識されている。そういうような、ある意味議会にとって不可欠の役割を担う組織体というのを、この議会基本条例上に規定することに対する不都合とかご懸念というのは何なのか。

石原委員                    市民の方が見たときに、なぜこの委員会だけ書いてあるのかというようなことにならないか。

西沢委員長                ならないでしょう。地方自治法に書いてあり、法律が条例の上にあります。

入沢委員                    これだけ重要な役割を果たしている広聴広報委員会が、地方自治法には書いていない。

西沢委員長                常任委員会も全部入れるという提案ですか。

石原委員                    書いていない中で、一つだけ取り上げるのはどうか。

荻野委員

しかし、議会運営委員会があります。

西沢委員長

一つだけ書いていないからと言うよりも、確かに一つだけ自治法には規定していないが、ただ、実態として広聴広報活動を議会として担う機関として位置付けて活動しているものを、議会基本条例上に位置づけるということに対するご懸念、不都合等は何かあるのですか。もしそういうものがあれば、ここで共通認識として協議しなければいけないと思っている。

入沢委員

法定されていないから条例に位置づけるべきだという考えではなくて、会派で話し合った結果、広聴広報委員会は格下と言っては何だが他の3つの委員会とは違うということになりました。

西沢委員長

その感覚が違います。それは、3期ぐらい前の議論です。

桑畠議長

かつて、広聴広報委員会と議会運営委員会のすみ分け、まさにそういう議論があって、どっちが上か下かという議論を延々とやったことがある。それで仕方なくどうしたかと言うと、広聴広報委員会と議会運営委員会を同格とすることに決定したんです。そのために、広聴広報委員会にも議長、副議長を出席させる時期があった。同格ということがある程度定着したので、議長、副議長は出席しなくなった。入沢委員の言うことについて、もし認識がないとするならば、もう一度議長、副議長の出席を復活させなけ

ればならない。議会の内部のことについては議会運営委員会、議会と外の  
ことに関しては広聴広報委員会というすみ分けの議論があった。

事務局

平成23年5月から広聴広報委員会となり、ここでは議長を含めた12  
人以内という規定が最初はございました。広聴広報委員会の決定事項につ  
いては、議会運営委員会等にあらためて諮ることなく、決定事項は議会と  
しての活動になっている。それは議長、副議長が協議の中に参画していた  
だいておりますので、その決定をもってということで聞いております。

西沢委員長

入沢委員と石原委員の話を知っていると、私が1期生だったときの話、  
議会報・図書室委員会を条例に規定するかどうかみたいな話になってい  
るなという印象である。議会報・図書室委員会を広聴広報委員会にした意  
味は何か。議論の積み上げと歴史があり、実態として議会報・図書室委員  
会とは全然違うことをやっていて、二人も既にその委員会活動に関わって  
いるわけでしょう。その立法趣旨も十分に満たされている上でこのような  
提案がされているし、その上でまた調査委託した廣瀬先生の御意見もある  
ということから、どういうふうに感じているのかと思っている。

荻野委員

調査報告書も届いたことであるし、もう一度検討してもらってはいかが  
か。

西沢委員長

少なくとも広聴広報委員会という言葉がだめなら、広聴広報に関する会議体であるとか、入沢委員と石原委員の決断を促したい。

入沢委員

それなら大丈夫です。

石原委員

会議体ならよいです。

西沢委員長

では、第2項に、議会の広聴広報機能の充実を図り、開かれた議会を目指し、議員で構成する広聴広報に関する会議体を設置するとすることによるのか。

(委員了承)

それでは第13条については、広聴広報委員会という言葉載せるのは整合性の面でどうか、ということがあるので、趣旨及び解釈の中で述べていくことによるのか。

(委員了承)

次に、第14条委員会の運営については、委員会活動をさらに活発に行っていくという趣旨で改定する。第1項、委員会の委員長及び副委員長は、市民の要請に応えるため、所管委員会に係る市政の課題に対し、常に問題意識を持って委員会を運営するとともに政策立案及び政策提言を積極的に行うことに努めなければならない。第2項として、議会は、正副委員長連絡協議会を開催するものとする。このように改正することで、よろしい

か。

(委員了承)

第17条議員研修の充実強化について、議員研修を年1回以上開催するといった規定を盛り込むかどうかということも協議しましたが、これについては実態的に既に行っているということで、要綱の制定を議会運営委員会で検討してもらうことを申し添えようということになりました。このことについてよろしいか。

(委員了承)

第18条議会事務局については、専門的知見の活用などを議会事務局も使えることにしようという規定です。

事務局

当初は、第23条に政策研究機関の規定をしようという議論もあったので、そういう機関を事務局としても積極的に活用できるように盛り込んでいただく方向性がありましたが、第23条は現状のままということで、あらためてここについてはご確認をいただければと思います。

西沢委員長

まず、議会事務局という見出しを、議会事務局の機能強化としています。第3項に、前項の目的を達成するため、大学等研究機関並びに専門的識見等を有する者の積極的な活用を図ることができると議会事務局も活用ができる条項を入れることによって、議会事務局の権能を強化するということです。このことについてよろしいか。

(委員了承)

次に、第21条、議会広報の充実、これは全部改正をしようとするものです。見出しを議会広聴広報の充実とし、先ほど協議があったように、第2項は議会の広聴広報の充実を図り、開かれた議会を目指し議員で構成する広聴広報に関する会議体を設置するとすることによろしいか。

(委員了承)

それから、新たな提案の前に荻野委員から提案がありましたので、協議したいと思います。

(資料配付)

荻野委員

議会基本条例が制定された後に、議会事業評価と議会改革評価が始まり、平成25年に議会事業評価実施要綱がつくられています。市の自治基本条例の中にも行政評価の条文があるということで、議長からも議会基本条例改定の機会に、この条文を入れてはどうかという提案もありましたので、要綱の文言を踏まえて案を提出させていただきました。

西沢委員長

要綱もあることで議運では毎回実施していることですが、議会基本条例の第27条には見直し手続の条文があり、これは改選期ごとに行っていくという内容です。この毎年やっている議会評価というものを、きちんと条例上に明記するべきではないかという提案です。これは、どこかの条文に付け加えるのではなく1条追加するということですね。議会基本条例を制定したときは、改選期の初めに見直しを行い、議会基本条例の進展状況を

チェックしていこうという趣旨だったと思いますが、途中からは毎年チェックする体制が出来あがってきた。そうすると、第27条をこの条文案に置き換えるということも一つの考え方ではないかと思うが、その辺りについてどのようにお考えか。

赤川委員

第27条の見出しについては、見直し手続よりも進行管理というような文言がふさわしい気がします。そうすれば、この中に含まれるのではないか。

西沢委員長

毎年行うものが議会評価、改選期ごとに議会基本条例の見直しということですね。

桑島議長

議会評価については、見直しに含めない方がよい。なぜかという、見直し根拠規定でこの特別委員会ができていますから。これは特別委員会をつくるまでの規定はない。見直し手続とは別にした方がよいと思います。

矢作委員

別の条文にするのなら、見直し手続の前に入れたらどうか。

荻野委員

ほかの章に入れるのも難しいところがありそうなので、第27条の前に加え、章の標題も変えた方がよければ検討した方がよいと思います。



西沢委員長

第27条の前に、議会評価という条文を入れることでよろしいか。

(委員了承)

次に、新たに加えようとする災害時の議会对応、議決事件の追加、他の自治体の議会との交流及び連携について協議します。議決事件の追加については持ち帰りとなっていました、いかがでしょうか。

入沢委員

積極的にという文言を外していただければ結構です。

西沢委員長

それでは積極的にを外し、議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定により議決事件の追加等を検討するものとするすることで、よろしいか。

(委員了承)

次に、他の自治体の議会との交流及び連携については、案のとおりでよろしいか。

(委員了承)

なお、どこに入れるかということについては、法規担当のアドバイスを受けてということよろしいか。

(委員了承)

西沢委員長

## (2) 合同審査について

以上で、これまでの協議の内容の取りまとめは終わりました。この審査報告書（素案）を素案としてまとめ、廣瀬先生の調査報告書、議会基本条例改正案、新旧対照表を併せて、4月20日の議会運営委員会に委員外議員として出席し提出します。この提出した素案に対する質問には、入沢副委員長にも御答弁いただきたい。そこで議運の了承を得られたら、私たちの手から離れることとなります。手は離れますがもう1つ課題があり、シンポジウムを行うという御提案があったので、内容についての協議を後日行いたいと思います。

西沢委員長

(3) 次回の日程について

次回の委員会は、4月15日の午前10時より開催することよろしいか。

(委員了承)

散 会 (午後3時25分)